

## 論 文

## 戦前期日本における国際的規制と水産業の発展

— 南氷洋捕鯨事業の事例 —

湯 浅 俊 介<sup>†</sup>

## 要 旨

本稿の目的は、南氷洋捕鯨事業を事例に、戦前期日本の水産業の発展について、国際的規制との関係に着目し明らかにすることである。戦後、日本の水産業は種々の国際的規制の下で営まれるが、南氷洋捕鯨事業では戦前から規制を課す動きがみられたことから、日本の水産業の展開における先行事例と位置づける。日本の南氷洋捕鯨事業進出以前より国際的規制は形成されていたが、日本は事業の発展を期すため、規制に参加しなかった。日本の南氷洋捕鯨事業進出以降も国際会議が持たれるが、やはり日本は南氷洋捕鯨事業の発展を妨げるとして規制に参加せず、そのまま戦争と共に出漁は中止となった。国際的な軋轢を生みながらも規制に参加しないという日本の選択の下、企業は事業を展開していく。資金投下を行い漁獲能力を拡張し、海外からの技術移転を伴いながら発展を遂げていった。国際的規制に配慮した国内法はあったものの、国際的規制に参加しないという選択肢を取ったが故の、南氷洋捕鯨事業の発展だったと言えよう。

## はじめに

本稿では、戦前期の日本における水産業の発展について、事業主体としての企業と、当該時期における国際的規制に着目し、発展過程を明らかにする。中でも戦前期より国際的規制を課す動きのあった、南氷洋（南極海）での捕鯨事業、南氷洋捕鯨事業を事例として、検討を行いたい。

戦前期を通し、日本の水産業は発展を遂げていった。沿岸漁業のみならず、海外遠洋漁業の発展も進む中で、1930年代半ばにおいて、生産量・生産額ともに、35-40%を占め、世界で首位となっていた<sup>1)</sup>。その背景には、植民地の獲得や他国領海での漁業権の確保、そして現代よりも広大な「公海自由」の原則下での漁場開拓があったことが指摘されている<sup>2)</sup>。

上述のような状況下において発展を遂げてきた戦前期日本における水産業については、機船

<sup>†</sup> 立教大学経済学部助教

1) 山口編 (1965), 278頁。

2) 山口 (2021), 128頁。

底曳網及びトロール漁業について明らかにした山口（2021）や北洋漁業に関して広範に明らかにした三島（1985）、水産企業の社史である宇田川・上原監（2011）及びニチロ編（1995）、漁業史的観点から日本水産業の展開を広く明らかにした山口編（1965）や片岡・小岩・伊藤編著（2022）などによって、一般的な情勢は明らかにされてきたと言ってよいだろう。

上述のような展開過程の中でも注目されてきたのが、戦前期における日本水産業の近代化である。日本の産業化の過程の中で、漁船の動力化やその他諸技術の発展が見られ、漁船はその活動範囲を広げ、水産業は発展を遂げたのである。こうした過程については、先述の山口編（1965）や山口（2021）に加え、日本漁業の近代における展開を明らかにした二野瓶（1999）や、漁船動力化の長期的趨勢に関する牧野（1989）、電気通信技術が水産業の発展に果たした役割を明らかにした山口（2024）などの研究によって明らかにされてきたと言えよう。

上述のような研究によって明らかにされてきた日本水産業の近代化であるが、その過程の中で現れたのが、本稿で対象とする南氷洋捕鯨事業であった。南氷洋捕鯨事業は、いわゆる母船式工船漁業の1つである。母船式工船漁業とは、母船（あるいは工船）と、母船に配属された漁船および搭載艇によって編成された船団により営まれる漁業であり、配属漁船および搭載艇により漁獲された漁獲物を「母船内で完全に処理加工し、その生産物を保蔵しうる一切の設備を有し」ていることを特徴とする漁業を指す<sup>3)</sup>。つまり漁獲するだけでなく、漁獲物を母船内で製品に加工し持ち帰ることを可能としており、母船は時に「海の上の工場」とも称されていた<sup>4)</sup>。上述のような母船式工船漁業は「強大な資本力」を有する会社組織を以てしか経営は不可能であり<sup>5)</sup>、「完全に近代化」された漁業とされていたのである<sup>6)</sup>。

こうした特徴を持つ母船式工船漁業の中でも、南氷洋捕鯨事業は特に資本集約度が高く、最も近代化された水産業とされた<sup>7)</sup>。加えて、戦前期には、「日本の漁業が、世界的規模に発展するための総仕上げという、実に重大な意義」を有していたことが指摘されていることから<sup>8)</sup>、戦前期日本の水産業における近代化の、ある種の到達点でもあったと言えよう。

上述のような特徴を持つ戦前期の南氷洋捕鯨事業については、様々な観点から研究が進められてきた。文化史の見地から捕鯨について論じた森田（1994）や、近代の水産企業の経営展開を明らかにした片岡（2024）、企業の内部資料を用いた岸本（2020）などが挙げられる。その他にも同時代に農林省に務めた者らの研究や（前田・寺岡（1952））、先述の社史等により、当時の南氷洋捕鯨事業の趨勢については大凡明らかにされてきたと言えよう。しかしこうした

---

3) 葛城（1965）、1頁。

4) 日本水産編（1961）、65頁。

5) 水産社編（1937）、271頁。

6) 海洋漁業協会編（1939）、3頁。

7) 母船式捕鯨は他の漁業に比して「各段に多額の資本投下を前提とし」（岡本（1965）、392頁）、技術体系は日本の漁業の中で「最も近代化されている」（近藤編（1953）、161頁。）とされていた。

8) 岡本（1965）、393頁。

研究動向の一方で、国際的規制に関する国際交渉と企業の関係性や、水産業の近代化の到達点ともいえる南氷洋捕鯨事業の近代化の過程等については、十分に論じられてこなかった。

戦後の水産業においては、国際秩序の形成とともに条約や国際機関などによる国際的規制が形成され、各国や企業はその下で活動することとなっていく<sup>9)</sup>。しかし、詳しくは後述するものの、南氷洋捕鯨事業は、戦前期の「広い公海」における水産業であったが、資源保護を念頭にいた国際的規制が形成され、都度国際会議などが持たれていた。そして企業は南氷洋捕鯨事業へと出漁するが、それには国の許可を必要としたことから、企業の展開は日本の国際的規制への対応を前提としていたのである。こうした点は戦前・戦後を通じた日本の水産業の先行事例と言える<sup>10)</sup>。国際的規制と国の対応を検討し、日本の水産業の発展要因を明らかにしたい。

また戦前期日本の水産業における近代化という観点については、様々な先行研究で明らかにされてきたことは既に述べた通りである。戦前期日本の水産業の中でも資本集約度が高く、最も近代化された水産業とされていた南氷洋捕鯨事業の展開過程を明らかにすることで、南氷洋捕鯨事業の、ひいては戦前期日本の水産業における近代化の実相を明らかにしたい。

本稿では、以上の2点の分析視角の下に、各企業の営業報告書、外交史料館所蔵の外交関係史料などを中心的に用いつつ、同時代の二次文献史料を利用しながら、戦前期日本の南氷洋捕鯨事業の展開過程を明らかにする。

## 1. 国際的規制の展開と日本の対応

### (1) 国際的規制の前提となったジュネーヴ条約

欧州を中心とした各国が南氷洋捕鯨に出漁し、国際的規制の枠組みを作り上げていく中で、日本も国際的規制への加入を迫られていく。日本は1934年より南氷洋捕鯨へと出漁することとなるが、それ以前に、南氷洋捕鯨事業へも影響を及ぼす国際条約への加入を迫られたことがあった。それが、1931年に成立する国際捕鯨取締条約（以下ジュネーヴ条約）である。

ジュネーヴ条約は、1930年4月、国際連盟主催の下に開催された国際捕鯨専門委員会で検討され、翌年成立した<sup>11)</sup>。この条約は、イギリスとノルウェーという捕鯨国2カ国を含む8カ国が批准することで効力を持つと定められており、1936年に発効した。規制内容は、セミクジラ

---

9) 湯浅 (2024), 1-2 頁。

10) 200海里体制下となった1977年以降、国連海洋法条約や国連公海漁業協定が制定され、公海漁業の国際機関による取締・紛争解決が定められたことが明らかにされている (片岡・小岩・伊藤編著 (2022), 234-237頁)。本稿で扱う南氷洋捕鯨事業は、その先行事例と言える。

11) 特別資料部第一課「商審議委員会作業四四 業計画七 (1) 国際捕鯨協定参加問題」1948年6月25日, 2頁 (大臣官房総務課「国際捕鯨取締条約関係 日本の加入及び脱退関係 第1巻」1948年6月1日~1951年7月31日, 外務省外交史料館所蔵, B:6.4.0.8-2)

の捕獲禁止や子鯨の捕獲禁止，規制はヒゲクジラに限定されることなどが定められていた<sup>12)</sup>。日本は当初，条約議定書への署名への手続きを進めるとしたが，最終的に署名を見送った<sup>13)</sup>。

注目すべきは，署名を見送った理由が，母船式捕鯨業の発展を期すためだった点である。ジュネーブ条約への加盟を求められた当時，後に日本で初めて南水洋捕鯨に出漁する日本捕鯨株式会社（以下日本捕鯨）の前身とも言える，東洋捕鯨株式会社（以下東洋捕鯨）取締役が，「工船組織による捕鯨業」の進出を計画し，ノルウェーを視察していたことから，捕鯨業の「今後の発展を制約するような協定に加入することは極力避けたい」としていたのだ<sup>14)</sup>。当時の政府がジュネーブ条約に批准しなかったのは，進出間近であると考えられていた母船式捕鯨業が国際的規制の枠組みに組み込まれ，発展が阻害されることを避けるためでもあったと言えよう。

## （２）南水洋捕鯨事業の保護と国際的規制への不参加

先述の通り，ジュネーブ条約は成立以降，1936年まで効力を持たないままであったが，その間に日本は南水洋捕鯨へ初出漁した。効力を持っていないこともさることながら，日本はジュネーブ条約に批准していない状況であったが，規制を設けていないわけではなかった。1934年，日本の初出漁と同年，母船式漁業取締規則が制定され，「確固たる取締」が行われていた<sup>15)</sup>。

同規則は，さけ・ます漁業やかに漁業も含めた母船式漁業一般において農林大臣の許可が必要になる事や，手続き，罰則等が定められているものであった。許可の際においては，所定の様式に則り，事業計画書や申請書を提出し，母船使用承認証を得る必要がある<sup>16)</sup>，政府，特に農林省の意向に沿った事業計画書を作成していたものと推測される<sup>17)</sup>。このように，出漁に際した許可などが定められる中，第二十条において「水産動植物ノ蕃植保護，漁業取締其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ」許可を取り消すことが定められていたのだ<sup>18)</sup>。許可や罰則に関する条項を中心とする中に，資源減少の対策となる条文が設けられていた点は，特徴的だったと言えよう。

母船式漁業取締規則という自国の法律に基づき出漁した日本に加え，1936年にはドイツも南水洋へ出漁した。その結果，鯨油が世界的に増産された。すると，以前から南水洋へと出漁しており，ジュネーブ条約に批准していたイギリスとノルウェーは，鯨油価格の安定と資源保護

12) 特別資料部第一課，前掲資料，28頁。

13) 「分割1」9-11頁（（作成者不詳）「国際連盟捕鯨条約関係一件／条約批准加入及実施関係」1931年4月21日～1936年2月6日，外務省外交史料館所蔵，B-9-7-0-13\_1）

14) 政務局特別資料課「水産問題資料 二 国際捕鯨協定参加問題」1950年5月25日，5-6頁。（大臣官房総務課，前掲資料，B'64.0.8-2）

15) 前田・寺岡（1952），22-23頁。

16) 農林省水産局編（1934），118，124-126頁。

17) 赤嶺（2023），435頁。

18) 農林省水産局編（1934），119頁。

の見地から新たな国際協定が必要であるとして、1937年、イギリス主催の下に、ロンドンで第一次国際捕鯨会議を開催したのである<sup>19)</sup>。

これは、当時、南水洋捕鯨に出漁していたイギリス、ノルウェー、ドイツ等、オブザーバー参加も含め関係11カ国が参加した会議であった<sup>20)</sup>。しかし日本は、日時が切迫しており調査研究のための余裕がないこと<sup>21)</sup>、捕鯨関連の問題について研究中であり決定した意見を持つに至っていないことを理由に、会議に参加しなかったのである<sup>22)</sup>。

しかしこれは、表向きの理由であった。会議の目的は、漁期の短縮、砲手数の制限、鯨油生産量の制限等であり、南水洋捕鯨事業の「将来の飛躍的發展を期」す日本としては、協定による規制下におかれれば、南水洋捕鯨業発展に不利であるため、というのが真意としていたのである<sup>23)</sup>。

外務省は当初、国際協調の見地から参加しても良いとしていたものの、農林省が南水洋捕鯨事業保護の立場を譲らず、また当初はドイツが会議に参加するのかが不透明だった点から、日本政府は不参加を通告した<sup>24)</sup>。しかし主催のイギリスは開催を延長してまで日本に出席を求めたのに加え、会議への参加を決めたドイツからも国際世論を考慮して出席すべきと申入れがあったのである。このような事実、外務省は正式代表を送らずともオブザーバーを派遣し協力的態度を示すべきとした。しかし、農林省が鯨油生産を制限されかねないことに強く反対した<sup>25)</sup>。

19) 特別資料部第一課、前掲史料、2-3頁。

20) 「世界経済日誌——第三十三輯」『国際パンフレット通信』1937年6月26日、87頁。

21) 会議は1937年5月24日から6月8日にかけて行われた。しかし当初は4月開催予定にもかかわらず、3月19日付で要請があったとされ（特別資料部第一課、前掲史料、6頁。）、後述する理由に対する建前とも言える側面だけではなく、実際に急な出来事であったと言える。

22) 外務省通称局総務課「我方ノ国際捕鯨會議不参加ノ経緯」1937年5月、11-12頁（（作成者不詳）「2.参考」、（作成者不詳）「国際捕鯨會議関係一件 第1巻」外務省外交史料館所蔵、1937年2月9日～1937年11月12日、B-10-6-0-85\_001）。

23) 政務局特別資料課、前掲史料、10頁。

24) 外務省通称局総務課、前掲史料、10頁。

25) 出漁企業と許可を出す農林省の間には緊密な関係があったと推測される点が先行研究により指摘されているが（（赤嶺（2023）、435頁）、外務省と農林省の対立における農林省の態度は、必ずしも企業の意図を反映したものではなかったと推測される。日本が捕鯨会議への不参加を決めた後、出漁企業が参加する日本捕鯨業水産組合より、当時の農林大臣に対し申入れがあった。その中で組合は、「仄聞スル所ニヨレハ」捕鯨会議への参加を要請されたものの「参加拒否ノ旨御覆牒ニ相成リタル趣」と聞かす、企業に大きな影響を与えるこのような事案は、「今後ハ必ス事前ニ諮問セラレ而シテ後チ慎重ニ決定セラルル様懇望ニ堪ヘス候」としていた（日本捕鯨業水産組合「国際捕鯨會議開催ニ関シ聞申」1937年4月8日、1-2頁（（作成者不詳）「1」、（作成者不詳）、前掲史料、B-10-6-0-85\_001）。つまり、捕鯨会議参加の要請に関して、企業側との事前調整等が無かったのである。史料の制約上、農林省の意思決定プロセスを明らかにすることは困難であるため、以前より捕鯨業者より陳情等が行われ、農林省の態度に影響した可能性は否定できない。しかし、第一次国際捕鯨会議への不参加決定に限れば、企業側の陳情や事前調整が直接的に影響したわけではなかった点は重要であろう。

そのため、日本はオブザーバー参加もしないこととなったのである<sup>26)</sup>。

しかしオブザーバーすら参加しなかったことに、イギリスが強く反発を見せた。日本が参加しなかったことでイギリスやノルウェーが何らかの報復手段をとるのではと考えられていたが、実際に、鯨油輸入国でもあったイギリスが日本の捕鯨母船が生産した鯨油について、輸入関税を2割引き上げるとしたのである<sup>27)</sup>。イギリスの対応に加え、ロンドンでの会議における日本に対する空気が予想外に悪かったことが伝えられており、結局日本は、会議開催中の6月4日、外務当局談として、日本は鯨油市場の安定や鯨類資源の保護を常に気遣っており、準備が整いつつ来年度より会議に参加し関係各国と協議する準備がある旨を発表した<sup>28)</sup>。1937年において日本は、農林省と外務省における対立を抱えながらも、南氷洋捕鯨事業を保護・発展させる意図の下、国際会議に参加しないという選択を取ったが、国際的圧力が迫っていたと言えよう。

1938年、第二次国際捕鯨会議が再びロンドンで開催される。日本は当初、この会議においても正式参加はせず、オブザーバー参加の予定であった。しかし関係各国、特にイギリスからの熱心な招請があった上に、会議参加を拒否すれば日本産鯨油の輸入禁止が上程される気運が濃厚となったことから、6月14日からの予定であった会議に正式参加を申し入れたのである<sup>29)</sup>。

そして1938年における会議開催の直前である6月8日、日本は母船式漁業取締規則を改正した。改正は主に母船式捕鯨業に関してで、子を随伴させる母鯨や体長の小さな鯨の漁獲制限、禁漁時期の明記、母船の処理能力を超える捕獲を行わない努力をすること、事業者は漁業監督員の乗船を拒んではならないことなどが定められていた<sup>30)</sup>。中でも特徴的だったのが、「母船式鯨漁業者ハ捕獲シタル鯨ヲ出来得ル限り完全ニ利用スベシ」とし、内臓・髯・鰭、食用や飼料用部位、抹香鯨肉以外の全てから鯨油を採取するように定められていたのである<sup>31)</sup>。鯨体の完全利用や漁獲管理の厳密化を定めたこの改正は、1937年に会議を欠席した際に発表したように、鯨類資源の保護を行っており、1937年の協定に沿うように改正したものだ<sup>32)</sup>。

とはいえこの改正はただ1937年の協定に従うことを示したわけではなかった。漁の解禁日は協定より約1ヶ月早く、その理由を「未だ創業の日尚浅くして捕鯨技術未熟のため先進諸国と

26) 外務省通称局総務課、前掲史料、13-14頁。

27) 神戸支店穀肥掛「日本鯨油ニ對シ英國輸入税引上ノ事」1937年5月24日、1頁（作成者不詳）「17. 油脂」、(作成者不詳)「各国関税並法規関係雑件／英国ノ部 第六卷」外務省外交史料館所蔵（作成期間不詳）、E-3-1-2-X1\_B1\_006)

28) (作成者不詳)「外務當局談」1937年6月4日、1頁（(作成者不詳)、前掲史料、B-10-6-0-85\_001)。

29) (作成者不詳)「国際捕鯨會議ニ對スル帝國政府正式参加ニ關スル閣議説明案」1938年6月、1頁（(作成者不詳)「1. 一般」、(作成者不詳)「国際捕鯨會議關係一件 第2卷」外務省外交史料館所蔵、1938年5月18日～1940年11月5日、B-10-6-0-85\_002)。

30) 「官報 第三千四百二十七號」『官報』1936年6月8日、321頁。

31) 同上。

32) 井出(1936～1938)、184頁；大隅(2013)、6頁。

比肩し得ない」ためとしていたのだ<sup>33)</sup>。後述するように1938年に参加した会議においても出漁期間の実質延長を主張するが、国内法においてその点は既に示されていたのである。

母船式漁業取締規則の改訂を伴いながら参加した1938年における会議で、独自の主張を行っていく。日本は、協定が日本の沿岸捕鯨の実情に合わないことから、協定の日本近海や北太平洋への適応することへの一部留保を主張した。そして更に、南水洋捕鯨事業についてはいまだ未熟であるとの理由から南水洋捕鯨事業の出漁期間の実質的延長、シロナガスクジラの捕獲体長制限の緩和、母船式捕鯨業の南洋・インド洋方面での解禁を主張する<sup>34)</sup>。日本が主張した中で、日本近海や北太平洋に関する主張は受け入れられた。しかし日本の南水洋捕鯨業および母船式捕鯨業が未熟であることを理由とした各種制限緩和については拒否されたのである<sup>35)</sup>。

その結果日本代表は、一部に留保を付した上で、一年の期間を置いて1937年の協定および1938年の議定書に加入するのに必要な立法上またはその他の手続を進める用意がある旨、並びに協定に正式に参加する前であっても可能な限り協定の趣旨に沿うべく措置を講ずる旨の声明を発表した<sup>36)</sup>。そして、議定書には署名せず、第二次国際捕鯨会議の最終議定書であり、法的拘束力のない「final act」にのみ署名した<sup>37)</sup>。

このように、日本は1938年においても国際的規制の枠組みの下に正式に組み込まれることはなかった。日本産の鯨油が輸入禁止措置をとられる可能性があったために会議に正式参加はしたものの、南水洋捕鯨事業発展の見地から、議定書に署名しない選択をしたのである。

続く1939年7月においては、ロンドンにおいて主要捕鯨国による非公式会議が開催された<sup>38)</sup>。この非公式会議に出席した日本は、1938年の議定書で規定された南水洋のザトウクジラ捕獲禁止について、南水洋でのみ禁止することは公平でないこと、必ずしも資源が減少しているとは言えないことなどを理由に反対を表明した<sup>39)</sup>。しかし日本の主張は受け入れられることはなかった。

しかし国際的な潮流もあり、日本はついに加盟を選択する。1938年の第二次国際捕鯨会議の際における留保とほぼ同様の留保を付したものの、1939/1940年漁期の開始までに1937年の協定及び1938年の議定書に加入するために必要な立法手続きを完了すべく確定したことを宣言し

---

33) 「母船式漁業取締規則改正」『水産界』1938年7月1日、62-63頁。

34) 特別資料部第一課、前掲史料、10-12頁。

35) 政務局特別資料課、前掲史料、25頁。

36) 政務局特別資料課、前掲史料、26頁。

37) 吉田大使「宇垣外務大臣宛電信 第四九七號」1頁（(作成者不詳)、前掲史料、B-10-6-0-85\_002)

38) 特別資料部第一課、前掲史料、5頁、なお非公式会議となった理由は史料からは明らかにできないが、時局から考えて軍事的緊張の高まりが背景にあったことが推測される。

39) 吉田大使「有田外務大臣宛電信 第八〇四號ノ二」、2-3頁（(作成者不詳)、前掲史料、B-10-6-0-85\_002）。

たのである<sup>40)</sup>。ここに、日本の南氷洋捕鯨事業出漁以来、初めて国際的規制の枠組みへ組み込まれる運びとなった。

参加決定に関しては、日本の南氷洋捕鯨事業が当初に比して発達した点も影響しているものと推測される。日本企業が捕獲能力を発達させていく過程は次節で詳しく述べるが、日本が初出漁した当初、ノルウェー13船団、イギリス9船団に対し日本は1船団、鯨油生産量も諾英両国が約120万バレルに対し日本は約1万3,000バレルと遠く及ばない状況だった。しかし非公式会議前の1938/1939年漁期においてはノルウェー12船団、イギリス9船団に対し日本は6船団、鯨油生産量はノルウェー約84万バレル、イギリス約89万バレルに対し、日本は約54万バレルだったのである<sup>41)</sup>。総量では及ばなくとも、1船団平均の能率から言えば、日本はイギリスに迫り、ノルウェーに至っては追い越している状況だったのである。こうした日本の南氷洋捕鯨事業の成熟も、日本が加入を選択した一因となったものと推測される<sup>42)</sup>。

上述のような状況から加入に向けて動き出した日本であったが、最終的に、協定及び議定書に加入することはなかった。非公式会議における、日本が留保を付した決議書が効力を発生するには、アメリカ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、イギリスの政府の受諾書がイギリスに受理されることが必要であり、かつその後に公式議定書に改められた上で各国に署名される予定であった<sup>43)</sup>。しかし、手続きを進めている折、ヨーロッパにおいて、いわゆる第二次世界大戦における西部戦線が勃発する。その結果、議定書の効力発生は期待できず、またノルウェー等の出漁中止で南氷洋捕鯨への出漁国が減少し種々の制限措置が必要なくなったと日本においては認識された<sup>44)</sup>。そして事態が平常に戻るまで正式加入を延期することを決定し、イギリス政府およびドイツ政府への通告したのである<sup>45)</sup>。

その後、1940/1941年漁期まで、国際捕鯨協定におけるアウトサイダーとして捕鯨を続ける。そして1941年、日本も太平洋において戦端を開くに至ったことは周知の事実であろう。日本は1941年以降南氷洋捕鯨事業への出漁を中止した。そして後述するものの、1951年まで、南氷洋

---

40) 特別資料部第一課、前掲史料、5頁。

41) 多藤(1985)、159-162頁。

42) 最終的な参加方針決定に関する文書においては、日本の南氷洋捕鯨業の成熟について触れたものは管見の限り見られない。しかし決定に至るまでのやりとりを見る限り、日本側も南氷洋捕鯨業の成熟については把握していたと推測される。ノルウェーの捕鯨係官より、日本とノルウェーの生産能率について、同海域で見ると「双方ニ殆ト能率ノ差ナカリシコト統計上モ明瞭ナリ」と指摘されていたのである(重光葵駐英大使「外務大臣宛電信 第五九〇號ノ三」1939年6月6日、1-2頁((作成者不詳)、前掲史料、B-10-6-0-85\_002)。こうした事実を日本が把握していたことも、協定参加の一因となったと推測される。

43) 政務局特別資料課、前掲史料、29頁。

44) (作成者不詳)「捕鯨協定加入延期二關スル通告文案」1939年11月18日、3-4頁((作成者不詳)、前掲史料、B-10-6-0-85\_002)。

45) 政務局特別資料課、前掲史料、29-31頁。

捕鯨事業の国際的規制の枠組みの下に正式に組み込まれることはなかったのである。

以上のように、戦前期において、日本は常に南氷洋捕鯨事業の更なる発展を意図して、出来る限り国際的規制に組み込まれることを避けようとした。しかし輸入禁止措置などの国際的な圧力は避けられず、最終的には規制の下に組み込まれようとしていた。しかし、時を同じくしてヨーロッパにおける軍事的緊張の高まりが発生し、国際的規制に服することはなかったのである。

## 2. 戦前期日本における南氷洋捕鯨事業の展開

### (1) 東洋捕鯨の南氷洋進出計画と日本捕鯨の成立

国際的規制に対し、日本が1で見たような対応を行う中、企業はどのように南氷洋捕鯨事業を展開していったのだろうか。実現こそしなかったものの、東洋捕鯨が母船式捕鯨業への進出を計画していたことは1.(1)で触れた通りである。進出計画は、日本が国際的規制枠組みへの参画を避ける一要因となるが、この計画は、1929年より具体化し、実現目前となっていた。日本の南氷洋捕鯨事業の歴史的展開を明らかにする上で重要なため、東洋捕鯨の南氷洋捕鯨進出計画の帰結、そして日本捕鯨成立までの具体的経緯を述べたい。

東洋捕鯨は、「捕鯨で独占的立場にある東洋捕鯨が南氷洋捕鯨に踏み切ることは」国家的使命であるとして、1929年、イギリスにおいて冷蔵設備を備えた大型船、ベルタナ号を購入し、捕鯨母船へと改装を計画した<sup>46)</sup>。しかし1930年に無事受け渡し完了し、いざ改装に臨もうとしたところ、世界恐慌の影響から改装を延期せざるを得なくなったのである。1931年から1932年にかけては、ノルウェーによる鯨油生産過多によって鯨油価格が暴落しているという状況にあったとされている。この結果、ベルタナ号改装は延期され、1933年、改装しないままスクラップすることとなり、日本の最初の南氷洋進出計画は頓挫したのである<sup>47)</sup>。

ここで注目され得るのは、鯨油生産過多による市況悪化を理由の1つとして改装を延期していることから、鯨油を目的としていただろうことが読み取れる点である。東洋捕鯨は朝鮮半島の沿岸を嚆矢として日本各地に沿岸捕鯨を展開し、鯨肉生産を中心としていた企業であった<sup>48)</sup>。しかし当時、ヨーロッパではマーガリン原料としての長須油需要が増大しており、日本では沿岸捕鯨産の鯨油輸出が既に始まっていた。しかし、沿岸捕鯨業は捕獲高が頭打ちであり、東洋捕鯨の事業は行き詰まりを見せていたのだ<sup>49)</sup>。そのため、南氷洋捕鯨事業への進出を企図したわけであるが、もともと鯨肉生産を主としていた企業が、南氷洋進出を企図する時点で既

---

46) 宇田川・上原監 (2011), 114-115頁。

47) 宇田川・上原監 (2011), 115頁。

48) 東洋捕鯨については湯浅・辛・赤嶺 (2024) に詳しい。

49) 岡本 (1965), 395頁。

に鯨油生産と輸出を考えていただろうことが示唆されている点は重要と言えよう。

また、この時点では外国船を購入している点も注目される。南水洋捕鯨事業の中核技術である捕鯨母船の国産化には踏み切っておらず、母船式捕鯨の最先端国家でもあったノルウェーの捕鯨母船を輸入していたのだ。後年、捕鯨母船も国産化されていくが、初期段階では捕鯨母船は輸入に頼っていたのである。

進出計画の頓挫をみた東洋捕鯨であったが、1934年、工船漁業も含めて様々な漁業を展開していた企業、共同漁業との合併の計画が持ち上がる<sup>50)</sup>。共同漁業は当時、東洋捕鯨が資本金600万円（未払込資本金225万円）<sup>51)</sup> だったのに対し、資本金1,500万円（未払込資本金231.5万円）<sup>52)</sup> という、東洋捕鯨の倍以上の規模を持つ企業であった。トロール漁業を独占し、朝鮮通漁と買魚で資本を蓄積、その後広範な水産関連部門を手中に収めた「コンツェルン形態」の企業だったのである<sup>53)</sup>。そのような水産業界の「コンツェルン」である企業が次の事業展開として母船式捕鯨への進出を計画し、東洋捕鯨の買収を企図した<sup>54)</sup>。そして1934年1月22日、両社は合併契約を締結したのだ<sup>55)</sup>。

しかし突如として、東洋捕鯨は合併契約を結んだ共同漁業と共に、日本産業（以下日産）へ吸収合併されることとなる。1934年3月23日付の日産臨時株主総会で吸収合併は承認され<sup>56)</sup>、7月31日、実際に両社は日産へと合併された<sup>57)</sup>。この際注目されるのが、日産が系列の水産会社統制のために設けた水産部に、従来共同漁業が株式を保有していた日本合同工船等も組み込まれ「姉妹会社」となった点である<sup>58)</sup>。南水洋捕鯨事業は母船式工船漁業の一種であり、母船式工船漁業のノウハウも重要だった<sup>59)</sup>。共同漁業を日産が吸収し、共同漁業が株を有していた日本合同工船と共に日産傘下の「姉妹会社」となり、ノウハウを生かす条件が整ったのである。

東洋捕鯨と共同漁業が吸収合併される約2ヶ月前の1934年5月7日、日産は東洋捕鯨の事業を承継させた企業、日本捕鯨を資本金200万円で設立する<sup>60)</sup>。代表取締役で取締役社長には東

50) 岡本（1965），394-397頁。

51) 東洋捕鯨株式会社「第貳拾八期営業報告」『営業報告書』1934年2月18日，6頁。

52) 共同漁業株式会社「第參拾四回報告書」『営業報告書』1934年1月，113頁。

53) 山口編（1965），253頁。

54) 岡本（1965），397頁。

55) 東洋捕鯨株式会社「第貳拾八期報告」『営業報告書』1934年2月18日，3頁。

56) 日本産業株式会社「第四拾四回営業報告書」『営業報告書』1934年6月，2頁。なお、当時の雑誌によれば、1934年2月28日付発行の日産の動向を報じる記事の末尾において「右の記事を書き終つた時突如共同漁業の合併が発表された。これと同時に豫て共同漁業へ合併することに内定してゐた東洋捕鯨をも日産へ合併する事に変更」されたと報じられており、急な発表だったことが伺われる（「株界の花形 日本産業株の再吟味」『ダイボシ株価日報』1934年2月28日，3-4頁）。

57) 山口監（1961），414頁。

58) 山口監（1961），297頁。

59) 赤嶺（2023），422頁。

60) 岡本（1965），397-398頁，なお、この200万円を4万株で募集を行うと、自社で700株払い込み、残

洋捕鯨の社長原萬一郎が就いたが、取締役会長には日産社長の鮎川義介が、他の取締役にも共同漁業や東洋捕鯨の人材が就任していた<sup>61)</sup>。また支配人として合同工船出身の人物が配されていたとされ<sup>62)</sup>、日産水産部の下、合併予定の東洋捕鯨、共同漁業、合同工船という構成によって南水洋捕鯨事業出漁への基礎が固められたのだった。

この日本捕鯨設立に至るまで、日産社長であり日本捕鯨取締役会長となる鮎川が、興味深い発言を行っている。鮎川は、東洋捕鯨と共同漁業を合併すると発表した翌月、経済雑誌『ダイヤモンド』のインタビューを受けた。その際に、捕鯨業の発展を期すならばノルウェーなどと同じく工船中心にしなくてはならない。しかし工船建造は一隻200万円ともいわれる莫大な資金が必要であり、過去の惰力で保たれている今の東洋捕鯨に発展的な計画は不可能だ、としていたのである。その上で、日産が新会社を設立すればよいのでは、という趣旨の問いに対し、「東洋捕鯨は古い会社だからいゝところもある。それを生かす方が得策と思ふ」と答えていたのだ<sup>63)</sup>。

これまで見たように、日本捕鯨は新設会社だが、実質的には東洋捕鯨の承継会社だった。つまり鮎川は、合併を発表した時点から、東洋捕鯨の持つノルウェー式捕鯨<sup>64)</sup>の技術や生産組織などを、日産の資本力の下で生かすことを企図していたのである。無論、鮎川の意向のみですべてが決まったわけではないだろう。だが新興財閥であり、既存・新興問わず財閥の中で唯一水産業の直営に乗り出していた<sup>65)</sup>日産のトップが、東洋捕鯨を「生かす」ことで母船式捕鯨事業への進出を企図していたのは、日本の南水洋捕鯨事業の歴史的展開上、見逃すことはできない。

以上のことから、日本捕鯨は、日産という新興財閥の資本力や政治力を背景としながら、東洋捕鯨の持つ捕鯨技術を生かし、「姉妹会社」の母船経営ノウハウを用いることで、母船式捕

---

りも全額払い込まれていたことが示されている（日本捕鯨株式会社「第一回報告」『営業報告書』1935年7月8日、1頁）。残り3万9,300株となるが、こういった経緯かは不明であるが日産は1934年6月時点で日本捕鯨の株3万9,600株を有していた（日本産業株式会社「第四拾四回営業報告書」『営業報告書』1934年6月、10頁。）。いずれにせよ、ほぼ日産の資本力を以って形成された企業であると言えよう。

61) 日本捕鯨株式会社「第一回報告」『営業報告書』1935年7月8日、2頁；馬場（1942）、93頁。

62) 馬場（1942）、93頁、なお当該文献内では代表取締役は国司とされているが、当時の営業報告書を見る限り代表取締役は社長の原のようである（日本捕鯨株式会社「第一回報告」『営業報告書』1935年7月8日、2頁。）。

63) 鮎川義介「日本産業を語る（續）」『ダイヤモンド』1934年3月21日、121頁。

64) 近代式捕鯨とも。高速船に、ロープをつけ爆薬を装填した銛を発射する捕鯨砲をマウントさせ、捕鯨を行う方式。遊泳速度の速い鯨類を追尾し、それまでの方法であれば捕獲後に沈下してしまう鯨体をロープで確保できるという特徴があった（森田（1994）、319頁）。母船式ではないが、捕鯨砲で鯨類を捕獲するという点は同様なため、南水洋捕鯨には必須の技術であった。

65) 宇田川（2015）、95頁。

鯨事業への進出を実現するために設立されたと言えよう<sup>66)</sup>。

日本捕鯨が、母船式捕鯨事業を目指す上で何を主目的としていたのかは、営業報告書などでは明示されていない。しかし次節で詳述するが、結果的に戦前の日本の南水洋捕鯨事業は、日本捕鯨を含めて鯨油生産が中心であった。戦前の南水洋捕鯨事業が鯨油生産と、マーガリン及び石鹼の原料需要による輸出での外貨獲得のためであったことが、すでに先行研究によって明らかにされている<sup>67)</sup>。加えて本節でも述べた通り、東洋捕鯨時代にベルタナ号を購入し、南水洋への進出を計画した時点で、鯨油が主目的だったことが示唆される。以上からも、日産を背景とした日本捕鯨は、設立当初から鯨油を主目的としていたと見てよいだろう<sup>68)</sup>。

## (2) 戦前における南水洋捕鯨事業の展開

前節で見たような経緯の元、日本で南水洋捕鯨へと初出漁する日本捕鯨が設立された。では、日本捕鯨設立後、南水洋捕鯨事業はどのように展開されていったのだろうか。

日本捕鯨の設立趣意は、「東洋捕鯨株式會社以来ノ懸案」<sup>69)</sup>であった南水洋捕鯨に出漁することとされている<sup>70)</sup>。しかしその一方で、設立時点では南水洋に出漁するか北洋へと出漁するか、決定していなかったという。その上、出漁するとしてもまず捕鯨母船および船団を新造すべきなのか購入すべきなのかという点が、当初は検討されていたのだ<sup>71)</sup>。

捕鯨母船については「いずれも一得一失は免れないが、新規事業の見通しから考え、まず既成工船を購入して開始するのが最も確実な措置と認める」という、日産社長鮎川の断によって、中古母船の購入による出漁を目指すことになったとされている<sup>72)</sup>。そして日本捕鯨が設立された翌月の1934年6月、ノルウェーより捕鯨母船アンタークチック号および付属捕鯨船5隻を一括で購入契約を結ぶに至る<sup>73)</sup>。当時、日本では中古船輸入禁止措置がとられていたが、捕鯨母

66) 鮎川は、2社合併の渦中にあった共同漁業の国司を「私の一族」の人とし(鮎川義介「日本産業を語る」『ダイヤモンド』1934年3月11日、115頁。)、東洋捕鯨の元である日本遠洋捕鯨の創業者、岡十郎も「私の一族に當る人」としていた(鮎川義介「日本産業を語る(續)」『ダイヤモンド』1934年3月21日、121頁。)。他にも、共同漁業の元となる田村汽船漁業部の田村市郎と岡が地縁関係にあったことなどが指摘されている(赤嶺(2023)、428頁)。こうした地縁血縁関係の意義については、今後多角的に分析してゆきたい。

67) Basberg (1998)、271頁；Arch (2016)、473頁。

68) なお、日産が満州開発に乗り出し、満州大豆工業を傘下に収めていたことや、鮎川が油脂産業の有望性を理解していたことなどから、鮎川が満州と南水洋を日本の「生命線」たるフロンティア」として捉えていた可能性が示唆されている(赤嶺(2023)、431頁。)。いずれにせよ、鮎川の主目的は、鯨油にあった蓋然性が高いと推測される。

69) 日本捕鯨株式会社「第一回報告」『営業報告書』1935年7月8日、6頁。

70) 宇田川・上原監(2011)、116頁。

71) 宇田川・上原監(2011)、117頁；岡本(1965)、398頁。

72) 岡本(1965)、398頁。

73) 「捕鯨事業に就いて」『ダイヤモンド』1935年4月1日、54頁。

船であることから例外的に許可され、約90万円で購入契約を結んだのだ<sup>74)</sup>。しかし契約の最中、ノルウェー政府が突如として捕鯨母船の輸出禁止する法令を公布するという危機もあったが、日本政府の「政治的裁断」で許可を取付け、無事輸入されることとなったのである<sup>75)</sup>。

ノルウェー建造のアンタークチック号であるが、この船はノルウェーが1931年から1932年にかけて南水洋捕鯨を休漁した影響で船団を再編成した際、船団から外された最も古い捕鯨母船の1つであったことが明らかにされている<sup>76)</sup>。母船式捕鯨業において先進国であったノルウェーでは旧式の技術であったが、政府の政治的裁断の下で実現された輸入によって、日本は母船式捕鯨業における中核技術を手にしたのである。

捕鯨母船の購入が進む中検討されたのが、先述したように南水洋と北洋のどちらへ出漁するかという点であった。当初、南水洋は日本にとっては未知の漁場であるため、まずは北洋で実績を積むべきという見解が示されていたのである<sup>77)</sup>。

だが、実際には南水洋へと出漁することとなった。購入したアンタークチック号はノルウェーに、他の捕鯨船は西南アフリカに停泊されていたことから、喜望峰を迂回し日本へ回航する予定とされていた<sup>78)</sup>。この回航の最中、突如日本捕鯨は南水洋へ出漁したのである<sup>79)</sup>。これは、回航中通過する喜望峰が南水洋の目前であることから、そのまま南水洋へ出漁し試験的に捕獲を行えば、回航費用を捻出できる上に後の出漁計画に役立つとされたためだ<sup>80)</sup>。

南水洋へ向かうことが決まると、人材募集や修理、各種手続きなどが急ピッチで行われた。特にアンタークチック号の日本船籍取得においては、南水洋捕鯨事業が国家的事業<sup>81)</sup>であると

---

74) 宇田川・上原監 (2011), 117頁, なお, 別の文献では約102万円とされていた (岡本 (1965), 399頁)。

史料上の制約によりどちらが正しいかは明らかにできないが, ここでは社史の記載に準じることとした。

75) 宇田川・上原監 (2011), 117-118頁。

76) Basberg (1998), 269頁。

77) 宇田川・上原監 (2011), 118頁。

78) 宇田川・上原監 (2011), 118頁。

79) 日本捕鯨株式会社「第二回報告」『営業報告書』1935年10月24日, 5頁。

80) 宇田川・上原監 (2011), 118頁。

81) 史料からは, 何を以ってして国家的事業とされたのかは明らかにできない。しかし, 極洋捕鯨の社員によれば, 鯨油輸出によって得られる外貨での, 日本の「国際賃借」の改善に国家的な意味があると述べており (日下部述 (1940), 60頁), 外貨獲得の重要性が強調されていた。加えて, 後述する日新丸建造の際には, 捕鯨母船建造の理由が「我國海洋漁業の世界的進出を目的とする國家的見地」とされており (川崎造船所編 (1936), 105頁), 日本の世界進出の一環として認識されていた。また, 後の第70回帝国議会においては, 貴族院議員に勅撰されていた加藤政之助が, 新造する捕鯨母船に関して, 緊急時には海軍輸送船として転用可能なことから, 政府としてはその点を十分考慮しているのかという趣旨の質問をしたのに対し, 当時の農林大臣山崎達之輔が「一朝有事ノ際ニ於ケル考慮ヲ十分加ヘテアルノデアリマス」と答弁していた (第70回帝国議会 衆議院 本会議 第16号 昭和12年3月4日)。1934年時点ではまだ新造捕鯨母船はないが, 捕鯨母船が軍事転用可能なことが着目されていた可能性も考えられる。

表1 戦前期日本の南氷洋捕鯨事業による生産量(単位:トン)

	長須油			抹香油			食料			その他		
	日本水産	大洋捕鯨	極洋捕鯨	日本水産	大洋捕鯨	極洋捕鯨	日本水産	大洋捕鯨	極洋捕鯨	日本水産	大洋捕鯨	極洋捕鯨
1934/35年	2,006.0	—	—	0.0	—	—	27.0	—	—	0.7	—	—
1935/36年	7,358.0	—	—	0.0	—	—	206.0	—	—	24.8	—	—
1936/37年	10,809.0	15,280.0	—	0.0	0.0	—	111.8	181.5	—	21.2	5.5	—
1937/38年	30,110.0	34,658.0	—	12.0	0.0	—	493.9	718.0	—	22.6	189.2	—
1938/39年	31,834.0	30,607.0	12,208.0	2,552.0	2,866.0	562.0	1,407.7	1,223.7	199.4	381.1	1,124.2	176.6
1939/40年	38,826.0	32,345.0	12,768.0	4,237.0	2,271.0	735.0	5,496.0	1,911.5	974.4	1,467.9	609.5	531.3
1940/41年	45,670.0	35,785.0	16,235.0	3,573.0	2,016.0	459.0	8,583.8	3,418.4	1,533.8	1,430.0	531.9	488.8

出所:多藤(1985)より筆者作成。

注:日本水産の項目は、厳密には日本捕鯨及び共同漁業時代を含むが、本表では便宜上日本水産の表記で統一する。

いう見地から逓信省の協力を得て実現することができた点が示されている<sup>82)</sup>。母船式漁業取締規則に定められた許可も「承認番號 第一號」として12月7日付で取得し<sup>83)</sup>、12月23日、アンタークチック号改め、あんたーくちっく丸となった日本初の捕鯨母船は<sup>84)</sup>、日本初の南氷洋捕鯨事業を開始したのである<sup>85)</sup>。

上述のように、日本捕鯨による急な初回出漁は、国家の協力があって初めて実現可能であった。国家の協力の下に実現された南氷洋捕鯨事業は、どのような成績だったのか。

表1を見ると、鯨油は約2,000トン、食料(肉・内臓類等)は27トンという状況であった。この結果は、後年に比べれば遥かに規模の小さいものであることは表1を見ればいうまでもない。生産物は主として鯨油、それも長須油であった。長須油は神戸まで回送され、神戸からオランダへと輸出されたことが明らかにされている<sup>86)</sup>。日本貿易年表を見ると、1935年、オランダへの鯨油輸出は2,271.06トン、約42万円の輸出があった<sup>87)</sup>。項目名が鯨油であり産地で区別されていないため、沿岸捕鯨産のものも入っていることと推測されるが、大凡南氷洋産のものであったと考えてよいだろう。初回の南氷洋捕鯨事業では、鯨油を輸出し、40万円程度の売り上げを得たと考えられる。鯨油市価の下落から結果はよくなかったが、収支としては「トントン」と評されていた<sup>88)</sup>。

82) 宇田川・上原監(2011), 118-119頁。

83) 「官報 第二三四號」『官報』1934年12月11日, 308頁。

84) 宇田川・上原監(2011), 119頁, なお日本船籍・承認取得後の船名については、史料によっては片仮名表記も見られるが、本稿では社史及び注83の官報史料に基づき平仮名表記とした。

85) 宇田川・上原監(2011), 118-119頁。

86) 宇田川・上原監(2011), 119頁。

87) 大蔵省関税局編(1936), 96頁, 尚, 当該史料においては「斤」で記されているため, 1斤=160匁であること及び当時の度量衡法に基づき, 1匁=3.75gであることから換算を行った。

88) 「日本捕鯨の南極進出」『ダイヤモンド』1935年6月21日, 100頁。

1935年、初出漁から帰還したあんたーくちっく丸改め凶南丸と捕鯨船は、帰着後すぐに大阪鉄鋼所へ向かい修繕が行われ、更にドイツから輸入された最新鋭の採油機（ボイラー）を取り付けられた<sup>89)</sup>。中古船だったこともあり、資金投下することで修繕を行い、装備を新しいものとする事で、さらなる生産拡大を図ったものと考えられる。このことから、当時の生産としては鯨油に主眼を置いていたことが伺えよう。加えて注目されるのが、上述の通り採油機はドイツから輸入されたものだった。鯨油を主眼に置いている捕鯨母船だが、鯨油を採取するためのボイラーについては輸入に頼っていたのである<sup>90)</sup>。

更に、1935年の時点で、捕鯨母船を増加させ、船団を拡張増加させる計画が報じられていた<sup>91)</sup>。この拡張計画を見越してのことか、日本捕鯨は1935年4月13日の株主総会において、4万株、資本金200万円から増資し、8万株、資本金400万円とすることを決定していた。そしてその増資分の株は4月16日には全額払い込まれるが、増資分を担ったのは全て日産だったのである<sup>92)</sup>。親会社である日産の資本を背景とした事業拡大計画だった。

改修され、最新鋭の装備を積んだ凶南丸は、1935/1936年漁期において前漁期の3倍以上の鯨油を採油することに成功する（表1）。こうした好調の中、先述の拡張計画が具体化していく。日本捕鯨は新船造船のため資金約700万円の融資を興銀へと申し込み、応じられる方向とされていた<sup>93)</sup>。増資してもなお資本金以上の資金であることから見ても、700万円は当時の日本捕鯨にとって大きな額面であったことが伺える。それでも融資が応じられる方向とされたことには、親会社たる日産の存在も無視できないだろう。

更に、新たな企業も進出した。水産業を営む企業、株式会社林兼商店（以下林兼）の子会社として、1936年に大洋捕鯨株式会社（以下大洋捕鯨）が設立され、南氷洋捕鯨へと進出することとなったのである<sup>94)</sup>。大洋捕鯨は林兼傘下の沿岸捕鯨の企業を統合することで成立した企業であった。社長については、林兼創業者の中部幾次郎が、取締役を幾次郎の息子や、他の中部一族が務めていた。資本金は、第一期の決算の段階で1,000万円（未払込資本金250万円）であり、20万株のうち17万2,300株を林兼取締役会長としての中部幾次郎が、2万6,500株を関連会社会長として、幾次郎の息子謙吉が、そして残り1,200株のうち600株を幾次郎個人や謙吉個人

---

89) 日本捕鯨株式会社「第三回報告」『営業報告書』1936年4月8日、4頁。

90) なお後年、凶南丸はこの際に導入したドイツの採油機以外に、Kvaerner というボイラーを搭載していたが（高城清「我が国に於ける鯨工船の発達について」『船の科学』1952年1月10日、36頁。）、このKvaernerはドイツ製のボイラーをノルウェーで改造したものであった（農林省水産局編（1936）、161頁。）。このことから、凶南丸の重要な装備についても海外からの輸入に頼っていたと伺えよう。

91) 「日本捕鯨の南極進出」『ダイヤモンド』1935年6月21日、101頁。

92) 日本捕鯨株式会社「第二回報告」『営業報告書』1935年10月24日、3頁。

93) 「興銀日本捕鯨へ融資」『ダイヤモンド』1936年4月1日、104頁。

94) 「時報」『南洋水産（15）』1936年8月20日、49頁。

も含め中部一族が有しているという企業だった<sup>95)</sup>。後に、同じく南氷洋に進出していた日本水産<sup>96)</sup>と並んで「巨大資本漁業経営」を成し、以西底曳網漁業で独占的地位を占めたと評される<sup>97)</sup>林兼の、ひいては中部一族の資金を背景とした企業だったのである。

しかし、「巨大資本漁業経営」を成したと評されることとなる林兼でも、南氷洋への出漁は容易ではなかった。中部幾次郎は、以前より林兼傘下の土佐捕鯨株式会社の志野徳助から南氷洋捕鯨事業への進出を献策されており<sup>98)</sup>、研究を続けていた<sup>99)</sup>。しかし当時の林兼では、南氷洋出漁へ巨費を投じることはできない、とされていたのである<sup>100)</sup>。

しかし転機となったのが、北洋漁業における母船式鮭鱒漁業からの撤退であった。元々林兼は、1932年に既に政府より許可を得ていた企業を糾合し、沖取漁業合同会社という企業を設立、1933年より出漁していた<sup>101)</sup>。しかし当時、北洋漁業に出漁する漁業会社が乱立する状況にあり、これがソ連との漁業条約改定において不利になりかねないとして、資源保護の観点と併せて農林次官から日魯漁業系企業への合同を要請されたのである<sup>102)</sup>。当初、幾次郎はこれに強固に反対していたものの、「国家権力をもってこれを強制」してきたという<sup>103)</sup>。結果、沖取漁業合同会社は日魯系企業に買収されることとなり、林兼商店はその権利金として百数十万円を手にすることとなった。この資金が、大洋捕鯨設立、そして南氷洋捕鯨進出への契機となったのである<sup>104)</sup>。林兼の資本金力、土佐捕鯨を軸としたノルウェー式捕鯨の技術、そして母船式漁業操業の経験が軸となったと言えよう。この点は、日本捕鯨と同様であった。

こうして林兼は大洋捕鯨を設立、南氷洋捕鯨事業へと進出する。大洋捕鯨進出の際の最大の特徴は、母船を日本で初めて建造した点であろう。捕鯨母船日新丸は、イギリスのファーネス造船所より取り寄せられたものであった<sup>105)</sup>。この設計図は、ノルウェーの船主のために作られた当時最先端の捕鯨母船 Sir James Clark のものだったことが先行研究により明らかにされている。日本は「古典的な技術移転の方法 (classic method of technology transfer)」によって、初めて捕鯨母船を国産化したのだ<sup>106)</sup>。当初は輸入、それも古い型の捕鯨母船を利用していた

---

95) 大洋捕鯨株式会社「第壹期報告書」『営業報告書』1937年5月17日、4-5、10頁。

96) 日本捕鯨は、1936年、共同漁業と改称した後、1937年3月に日本水産と改称していた(赤嶺(2023)、423-427頁)。

97) 山口編(1965)、349頁。

98) 岡本(1965)、402頁

99) 株式会社林兼商店「第十九期決算報告書」『営業報告書』1936年3月31日、1頁。

100) 田中(1959)、266-267頁。

101) 田中(1959)、278-279頁。

102) 田中(1959)、282-283頁。

103) 田中(1959)、283頁。

104) 岡本(1969)、104-105頁；岡本(1984)191-93頁。

105) 鈴木(1961)、120頁。

106) Basberg(1998)、270頁。

日本が、当時最先端の設計図を得て、建造することを可能としたのである。

日新丸は、日本初かつ最大級の国産捕鯨母船として、川崎造船において7ヶ月という「世界的超スピード工事」で建造された<sup>107)</sup>。捕鯨船も含めた建造費は約800万円とされており、当時、金融機関からすら融資を受けていなかった林兼が、銀行に「異例な借入」をしてまで断行されたのである<sup>108)</sup>。これにより大洋捕鯨は、1936/1937年漁期より出漁することとなった。加えて、1936年12月には既に第二日新丸を起工している<sup>109)</sup>。大洋捕鯨は、林兼自体の資本金と銀行借り入れにより南水洋捕鯨事業へと進出、拡張していったのである。

各社による船団の拡張が、生産拡大を招いたことは想像に難くない。2社2船団での出漁となった1936/1937年漁期、そして日本水産の第二回南丸、大洋捕鯨の第二日新丸がそれぞれ竣工して2社4船団となった1937/1938年漁期では<sup>110)</sup>、生産高は鯨油を中心に拡大した(表1)。

なお、1937/1938年漁期より出漁した第二回南丸、そして第二日新丸も、海外より入手した設計図を基に国産化されたものであった。第二日新丸は日新丸と同様の設計図を使用していたが、第二回南丸は新たにSvend Foynという、同じく当時最先端の捕鯨母船の設計図を入手し、建造している<sup>111)</sup>。捕鯨母船を設計するまでには至らないが、海外の最先端の技術を国内で再現し、最も近代化された漁業とされた南水洋捕鯨事業へと出漁していたのである。

捕鯨母船の国産化を伴う事業の拡大だが、楽観視できない側面もあった。1937/1938年漁期では、日本の船団拡張に加え、各国の捕鯨船が増加したことで鯨油が世界的に増産され鯨油の市価が暴落し、「利益を計上することは困難」と伝えられていたのである<sup>112)</sup>。実際、1936年、1937年と1英トンあたり20ポンドだった長須油の平均価格は、1938年には14ポンドまで下落していた<sup>113)</sup>。1937/1938年漁期には各社船団を拡張していたことから生産量は日本水産で約2倍、大洋捕鯨で約2.3倍と増加していたが(表1)、長須油平均価格が前年度の約70%、さらに燃料費の高騰があったとなれば、利益の減少は免れ得なかった<sup>114)</sup>。鯨油消化を外国市場に依存しているが故の危険性と言えよう<sup>115)</sup>。

107) 川崎造船所編(1936), 142頁。

108) 田中(1958), 262頁。

109) 大洋捕鯨株式会社「第貳期報告書」『営業報告書』1938年3月31日。

110) 宇田川・上原監(2011), 121頁。

111) Basberg(1998), 270頁。

112) 「新興捕鯨業の前途楽観を許さず増産で鯨油市価激落」『朝日新聞』1938年3月6日。

113) Tønnessen and Johnsen(1982), 753頁。

114) 鯨油の生産高は漁期ごと、平均価格は年度ごとなので正確な値ではないが、表1およびTønnessen and Johnsen(1982)を基に日本水産の漁獲高で試算を行ってみると、1936/1937年漁期には1船団あたり約21万ポンドだった長須油生産高が、1937/1938年漁期には1船団あたり約20.7万ポンドへとむしろ低下していることになる。具体的な生産物による売上・利益が判明しない中で、一つの参考とされたい。

115) なお、1938年における長須油の価格低下は、米国の油脂市場にあったと指摘されている。大豆の

鯨油市場の影響によって利益計上が困難となる中、捕鯨船団の更なる拡張は企業経営上不可能だった。1937年、日本水産が以前より農林省から認可されていた捕鯨母船、仮称「第四図南丸」は、採算上の理由による建造中止が伝えられていた<sup>116)</sup>。しかし、1937年時点では既に第三図南丸は起工されており<sup>117)</sup>、1938年5月1日には進水式を迎えている<sup>118)</sup>。鯨油市価の下落もあって更なる新規の拡張は困難だったが、既に実行に移されていた第三図南丸は就航し、日本水産3船団、大洋捕鯨2船となったのである。

鯨油市価が低下した中、第三図南丸に加えて更なる新規参入があった。日本水産と大洋捕鯨に続く第三の企業として、1938/1939年漁期より極洋捕鯨が参入したのである。極洋捕鯨はもともとスマトラ拓殖株式会社の一部門として成り立った企業であった。捕鯨母船と捕鯨船の戦時転用の観点から、当時の海軍次官山本五十六など海軍将校の後押しや、創業者山地土佐太郎と同郷の海軍大佐の協力を得て、1936年、母船式捕鯨業の許可を得ていた。別会社の設立を条件に許可されたため、1937年9月、極洋捕鯨が設立されたのである<sup>119)</sup>。その設立段階からして、海軍将校などが軍事転用という見地から後押しした、他の2社にはない特徴を有していた。

注目されるのは、山地が南氷洋捕鯨事業へと着目した経緯である。スマトラ拓殖はそもそもスマトラ護謨拓殖株式会社といい、スマトラ島でゴム園を経営している企業であった。南洋における林産や鉱産、そして水産業への進出を視野にスマトラ拓殖と改称し<sup>120)</sup>、経営の一環としてパーム油生産を計画していたのである。しかし鯨油生産のほうが有利であることを発見し、南氷洋捕鯨事業への進出を決定した<sup>121)</sup>。つまり、ただ水産業へ進出しただけではなく、油脂生産を計画していた企業が、植物油脂たるパーム油の生産よりも、鯨油の生産を選択したのである。油脂間の競合の中で鯨油が選択され、企業設立に至った事実は着目されるべきであろう<sup>122)</sup>。

---

生産量が増大したことで米国が油脂原料として大豆の輸出国に転じたことが影響したのである (Tønnessen and Johnsen (1982), 457頁)。鯨油はそれ単体のみによる需給構造の中にあるのではなく、油脂業界全体にあり、常に競合していた。

116) 「日本水産捕鯨船新造中止」『ダイヤモンド』1937年8月21日、60頁、なおこの認可とは何のことを指すのか同文献中からは明らかにならないが、1937年2月の時点で、母船式漁業取締規則に基づき、共同漁業に（当時は日本捕鯨が共同漁業に合併され、日本水産へと改称されるまでの間であった。）「第四號母船」が許可されていることが確認できる（（作成者不詳）「南極洋母船式鯨漁業追加許可ノ件」1937年2月12日、1-2頁（（作成者不詳）「2. 鯨ノ分割2」1936年9月22日～1940年12月4日、外務省「本邦二於ケル海獣関係雑件」外務省外交史料館所蔵、1927年12月27日～1940年12月4日、200-059453）。そのため、ここでいう「許可」とは、母船式漁業取締規則による認可のことと思われる。

117) ダイアモンド社編（1937）、159頁。

118) 「日水第三圖南丸五月一日大阪で進水式」『南洋水産』1938年5月5日、65頁。

119) 極洋捕鯨30年史編集委員会編（1967）、140-142頁。

120) 「スマトラ拓殖会社水産業へ進出」『南洋水産』1937年1月25日、49頁。

121) 岡本（1969）、153頁。

122) 加えて、山地は高知出身で、父が捕鯨企業の役員であり、子供の頃から鯨に関する知識を得てい

さらに、新規参入にあたり許可を得る段階から、事業目的について、鯨油の輸出と共に、たんぱく質確保のための鯨肉生産を目的としていた点も特徴的であった<sup>123)</sup>。これまでの南水洋捕鯨事業では、鯨油生産が中心であった(表1)。詳しくは後述するが、鯨肉生産の本格化は1939/1940年漁期のことであるものの、設立以来の目的として鯨肉生産を念頭に置いていたのである。

上述のような経緯で設立された極洋捕鯨は、スマトラ拓殖での許可時代から850万円をかけて建造していた捕鯨母船極洋丸の完成をうけ、1938年より南水洋捕鯨事業へと出漁する<sup>124)</sup>。しかし既に見てきたように、日産を背景とした日本水産、そして林兼商店を背景とする大洋捕鯨においても、捕鯨船に関する費用を賄うことは容易ではなかった。しかしスマトラ拓殖、および山地は、「財閥的背景を持たぬ」<sup>125)</sup>とされており、資金面で強力な背景があったわけではない。奇しくも日中戦争と、それに伴う政情不安から資金集めに苦心し、結局は極洋捕鯨の株式の内3/4をスマトラ拓殖が引き受けたことから<sup>126)</sup>、資金面で苦労したものと考えられる。極洋捕鯨の設立時の資本金は公称2,000万円であったが、払込済は500万円だったことから<sup>127)</sup>、それは伺える。そうした中で、沿岸捕鯨企業の中でもほぼ唯一日本水産系、林兼商店系に属していなかった鮎川捕鯨を買収、ノルウェー式捕鯨における技術蓄積の基礎を得たのだ<sup>128)</sup>。

資金繰りが難しい中、極洋捕鯨の協力者となったのが鐘淵紡績(以下鐘紡)であった。当時、山地の下に、鐘紡が外貨を欲しており、鯨油の取扱を希望しているとの知らせが入った。そこで山地は鐘紡社長の津田と会談を行い、鯨油一手取扱との条件の下、極洋捕鯨の株式を引き受けてもらったのである。極洋捕鯨と鐘紡が提携すると、株価が上昇したばかりか、「700万円以上」とされた捕鯨船団建造費に必要な借入金を、市中銀行から融資してもらうことに成功したのだ<sup>129)</sup>。加えて極洋丸の引き渡しの際、最終支払いが足りなかった際には、山地振り出しの約束手形に、鐘紡の津田に裏書してもらうことでなんとか支払うことができたことも明らかにされており、「津田信吾さんの援助があったことで会社が成立した」とされていたのである<sup>130)</sup>。

いずれにせよ、日本水産が日産を、大洋捕鯨が林兼商店を資本面の背景として成立した企業であるのならば、極洋捕鯨の場合、スマトラ拓殖は勿論のこと鐘紡の協力があってこそだった

---

たとされる(岡本(1965), 153頁)。そうした個人的体験も、無視し得ないものであろう。

123) 極洋捕鯨30年史編集委員会企画・監修(1968), 139-140頁。

124) 極洋捕鯨30年史編集委員会企画・監修(1968), 144-145頁。

125) 「スマトラ拓殖会社水産業へ進出」『南洋水産』1937年1月25日, 49頁。

126) 極洋捕鯨30年史編集委員会企画・監修(1968), 141頁。

127) 極洋捕鯨株式会社「第壹回営業報告書」『営業報告書』1938年6月, 6頁。

128) 岡本(1965), 444頁。

129) 岡本(1969), 158-159頁。

130) 岡本(1969), 159-160頁。

と言えよう。母船式漁業の経験については不明であるものの、資本金とノルウェー式捕鯨の技術を基礎としていたのは、やはり他社と同様であった。

極洋捕鯨がこれまで確認した経緯の下で出漁した1938/1939年漁期においては、日本水産3船団、大洋捕鯨2船団、極洋捕鯨1船団での出漁となった<sup>131)</sup>。生産量から見ると、日本水産、大洋捕鯨とも大きな変化は見られない(表1)。極洋捕鯨もおよそ1.2万トンの鯨油、200トン程度の食料を生産するが、「必ズシモ優良ナル成績ニ非ズト雖モ」、初出漁としては好調であり、特に製油量が多かったと評されていることから<sup>132)</sup>、この時点ではまだ設立当初の目的である鯨肉生産を本格化できていなかったと言えよう。更に注目すべき事実は、日本水産はこの漁期から、第三図南丸を加えて3船団出漁となっていた点である<sup>133)</sup>。長須油平均価格は1938年の1英トンあたり14ポンドから上昇、1939年には倍近い26ポンドとなっていた<sup>134)</sup>。しかし日本水産は、2船団から3船団になったにもかかわらず、わずか1,000トン程度の増加しかなく、大洋捕鯨に至っては減少していたのだ(表1)。鯨油価格の上昇から考え、数量ベースから見る程経営に悪影響を与えていたわけではないと思われるが、漁獲能力の拡大が十全に働いてはいなかったものと思われる。

とはいえ日本全体として捕獲高が伸長したのは事実であり、日本が最初に出漁した1934/1935年漁期から比べれば大きく伸長しており、日本の捕鯨能力も成熟しつつあったと見て良い。こうした事実が、1.(2)で述べた国際協定へ加入するという選択の一因になったと言えよう。

上述のような結果をもたらした日本水産3船団、大洋捕鯨2船団、極洋捕鯨1船団による出漁であったが、新たに加わった第三図南丸と極洋丸は、技術移転という側面で大きな特徴を有していた。それは、鯨油生産における採油機が輸入ではなく国産化されたことである。これまで、捕鯨母船の中心的設備の1つである採油機は輸入に頼っていたが、第三図南丸および極洋丸の艤装の時点では、国産化に成功していた<sup>135)</sup>。母船の設計図が海外によるものであるという限界はありながらも、近代化された漁業のある種の到達点ともいえる母船式捕鯨業の技術を、国産化することに成功していたのである。

続く1939/1940年漁期においては、特徴的な動向があった。それは日本水産および極洋捕鯨の鯨肉生産拡張である(表1)。日本水産は、それまで塩蔵鯨肉等を限定的に持ち帰ることしかしていなかったが、最終目標は冷凍鯨肉を持ち帰ることにあつたとしている。そして1939年、中古の冷蔵船を購入し改造、冷凍設備を装備させ、南水洋捕鯨に投入し、冷凍鯨肉の生産に臨

131) 岡本(1984), 194頁。

132) 極洋捕鯨株式会社「第参回営業報告」『営業報告書』1939年6月, 2-3頁。

133) 宇田川・上原監(2011), 121-123頁。

134) Tønnessen and Johnsen(1982), 753頁。

135) Basberg(1998), 271頁。

んだことが明らかにされている<sup>136)</sup>。極洋捕鯨も、西部戦線勃発後ノルウェーから冷凍船を購入し改造の上、出漁していた<sup>137)</sup>。このように冷凍設備を整えたことで、鯨肉生産を可能としたが故の増産であったと考えられる。

多角化の側面もある一方、日中戦争勃発以後の戦時経済進展に伴う、食料供給の要請もあった。日本水産では日中戦争以降鯨肉が重要視されるようになった結果、鯨油以外の国内的な資源価値が高まったことを指摘している<sup>138)</sup>。また極洋捕鯨でも、鯨肉の増産を目指したのは「時局ノ現状ニ顧ミ」たためであると述べていた<sup>139)</sup>。

だが冷凍船の増強、そして時局の影響による鯨肉の増産には、2点の背景があったものと思われる。1点目は、国際協定とのバランスを考える日本政府の意向である。1で触れたように、1938年における母船式漁業取締規則の改訂で、鯨体の完全利用が記載された。これにより、企業は鯨油生産のみならず、鯨肉生産も企図しなくてはならなくなったのだ。2点目は、新漁場の開拓である。当該漁期において、南水洋の中でもこれまで漁場としていなかった海域で鯨を発見し捕獲を行ったのである<sup>140)</sup>。これにより、日本の各船団は生産高を拡大することに成功した。このように、政府の規則改定、新海域の開拓という背景の下、鯨肉の生産が増大したのである。

鯨肉生産が増大したのは事実であるが、数量から見て南水洋捕鯨事業の大勢は長須油にあった(表1)。長須油について見ると、西部戦線勃発の結果、ノルウェーなどが南水洋捕鯨から撤退したことで鯨油市価が上がった上に、他国の分生産量を増加させることが可能となったことで、日本水産では大幅に利益が増加したのである<sup>141)</sup>。実際に1英トンあたりの平均価格を見ると、1939年に26ポンドから、1940年には30ポンドまで上昇していた<sup>142)</sup>。戦争と不可分ではあるが、生産量増加と価格騰貴により、利益を上げていたのである。

続く1940/1941年漁期も、漁獲物の増加傾向は続いた(表1)。鯨油、鯨肉共に増産傾向は続いたが、以前から各社が進めた漁獲能力の拡大に加えて、当該漁期ではドイツ、イギリス、ノルウェー、アメリカが出漁せず、「南水洋は殆どわが獨り舞臺」であったことが大きい<sup>143)</sup>。長須油平均価格は1941年には33ポンドとなっており、上昇を続けていたのである<sup>144)</sup>。鯨油価格が上昇する中、日本は各社とも生産量を増大させ、利益を確保していたと考えられる。

---

136) 宇田川・上原監(2011), 121-123頁。

137) 極洋捕鯨株式会社「第四回営業報告書」『営業報告書』1939年12月, 5頁。

138) 日本水産株式会社(1940), 13頁。

139) 極洋捕鯨株式会社「第四回営業報告書」『営業報告書』1939年12月, 5頁。

140) 岡本(1984), 194頁。

141) 「日本水産は好調 鯨油騰貴の好影響」『ダイヤモンド』1940年8月15日, 163頁。

142) Tønnessen and Johnsen(1982), 753頁。

143) 永末實「昭和十五年の水産業を顧る」『水産界』1940年12月1日, 54頁。

144) Tønnessen and Johnsen(1982), 753頁。

しかし、鯨油を軸に、鯨肉の生産も軌道に乗り始めていた日本の南氷洋捕鯨事業であるが、突如終わりを迎えることとなった。背景にあったのは、戦争に伴う情勢の変化であった。捕鯨各社の営業報告には「国際情勢ノ激變ニヨリ出漁ヲ中止」<sup>145)</sup>、「時局ノ切迫ニ從ヒ相次イテ各種重要任務ニ服スルニ至リ遂ニ本年度南氷洋出漁ハ不可能トナル」<sup>146)</sup>、「本事業年度ハ出漁待機中ニ終リシ」<sup>147)</sup>と述べられていたのである。油槽船としての能力を持った捕鯨母船は、すべて1941年から1942年にかけて相次いで軍に徴用された<sup>148)</sup>。国際的規制に参加しない下で発展を遂げた南氷洋捕鯨事業だったが、戦争という局面においては維持が不可能だったのである。

### おわりに

最後に、本稿で確認された事実を分析視角に従い確認しつつ、結論を述べたい。

日本は戦前期における南氷洋捕鯨事業の開始当初、国際的規制に参加していなかったが、自国の母船式漁業取締条約の下で管理していた。やがて捕鯨船団などの拡張が進むと、国際捕鯨会議への参加が要請されるが、日本は南氷洋捕鯨事業の保護を企図して、会議には参加せず、協定にも参加しなかった。だが日本への風当たりは強く、国際捕鯨会議への参加を余儀なくされる。それでも、日本は不利な規制には反対し続け、協定への参加はしなかった。とはいえ母船式漁業取締条約を改訂し、協定にある程度同調する動きを見せていたのである。最終的には国際協定にすることを決めるものの、戦争の影響から協定が意義を失ったとして参加せず、戦前期においては国際的規制に参加しなかった。

こうした日本政府の対応下で、日本企業は出漁や事業拡大を行っていった。自国の法による規制こそ行っていたが、国際的な規制が課されなかったことで、日本企業は、沿岸でのノルウェー式捕鯨の経験、資本的背景、母船式工船漁業の経験を基に、南氷洋捕鯨事業への進出と事業拡大を可能とした。鯨油輸出によって外貨獲得を目指したが、後には鯨肉生産も本格化させていく。しかし戦争によって、戦前期日本の南氷洋捕鯨事業は終わりを告げたのであった。

技術的な面では、中核的技術である捕鯨母船は輸入に頼っていた。しかし2隻目以降の捕鯨母船は、海外から輸入した設計図を基にするという限界を有してはいたものの、国産化を果たしたのである。更に採油機についても、輸入だったものが最終的には国産化されていたのである。中核技術の移入から国産化という経緯を辿り、最も近代化された漁業となった母船式捕鯨業であるが、これを可能としたのは、日本が協定に参加していなかったことでイギリスやノル

145) 日本水産株式会社「第三十期営業報告」『営業報告書』1942年3月、7頁。

146) 極洋捕鯨株式会社「第八回営業報告書」『営業報告書』1942年1月12日、3頁。

147) 大洋捕鯨株式会社「第六期営業報告」『営業報告書』1942年5月28日、1頁。

148) 外務省欧亜局英連邦課(1964) 1-22頁。

ウェーからの技術移転を妨げる障害が無かったためであることが明らかにされている<sup>149)</sup>。捕鯨産業保護を企図していたがゆえに、近代的な漁業である南水洋捕鯨事業の技術移入と国産化が可能となったと言えよう。

以上のように、日本企業の南水洋捕鯨事業の展開には、南水洋捕鯨事業の保護のために国際的規制に参加しなかった日本の政治的判断が大きく影響していた。それゆえに各社は捕鯨母船を複数建造し、戦争での中断に至るまでに事業を拡大したのである。また事業拡大を支えた捕鯨母船は、当初こそ輸入に頼っていたものの、設計図を輸入し国産化していった。捕鯨母船の輸入や設計図輸入についても、国際的規制に参加しなかったことで可能となったのである。政府が、南水洋捕鯨事業保護を企図し、国際的規制に参加しないという選択を取っていたから可能となった発展であり、近代化であったといえよう。

以上の事実を明らかにした一方で、本稿には残された課題も存在する。水産業の近代化は、特に母船式工船漁業のような大型船を利用する漁業においては、造船技術の発展と不可分である。本稿でも川崎造船が初めて国産捕鯨母船を建造した旨を述べているが、それを可能とした造船技術の発展との関係については十分に検討を加えられていない。また水産業と国際的規制については、他の規制レジームとの関係性も無視できないが<sup>150)</sup>、その点については史料上の制約から十分な検討が加えられなかった。こうした点は残された課題とし、別稿に期したい。

#### 参考文献

- 赤嶺淳 (2023) 「日本近代捕鯨史・序説——油脂間競争における鯨油の興亡——」『国立民族学博物館研究報告』47巻3号, 393-461頁。
- 井出正孝 (1936~1938) 「漁業法」, 編者不詳『新法学全集 第二十九巻諸法 II』日本評論社。
- 宇田川勝・上原征彦監修 (2011) 『日本水産百年史』日本水産。
- 宇田川勝 (2015) 『日産コンツェルン経営史研究』文眞堂。
- 大蔵省関税局編 (1936) 『日本貿易年表 昭和10年 上篇』大蔵省関税局。
- 大隅清治 (2013) 「国際捕鯨委員会／科学小委員会の変遷と日本との関係 (I) 戦前の国際捕鯨規制と科学の関与」『鯨研通信』458号, 1-7頁。
- 岡本信男 (1965) 『近代漁業発達史 第2版』水産社。
- 岡本信男 (1969) 『水産人物百年史』水産社。
- 岡本信男 (1984) 『日本漁業通史』水産社。
- 外務省欧亜局英連邦課 (1964) 『戦後捕鯨の歩み』外務省欧亜局英連邦課。
- 海洋漁業協会編 (1939) 『本邦海洋漁業の現勢』水産社。
- 片岡千賀之・小岩信竹・伊藤康宏編著 (2022) 『日本漁業の200年』北斗書房。
- 葛城忠男 (1959) 『母船式工船漁業』大日本水産会新聞部。
- 川崎造船所編 (1936) 『川崎造船所四十年史』川崎造船所。
- 岸本充弘 (2020) 『戦前期南水洋捕鯨の航跡：マルハ創業者・中部家資料から』花乱社。

149) Basberg (1998), 273頁。

150) 捕鯨における国際的規制への対応において、他の漁業条約との関係が極枯となったことが、湯浅 (2024) において明らかにされている。

- 極洋捕鯨30年史編集委員会企画・監修 (1968) 『極洋捕鯨30年史』 極洋捕鯨。
- 日下部貞次述 (1940) 「南氷洋に於ける國際捕鯨船に就て」 志賀寛他述 『經濟俱樂部講演：昭和15年 第5輯』 東洋經濟出版部。
- 近藤康男編 (1953) 『日本漁業の經濟構造』 東京大学出版会。
- 水産社編 (1937) 『日本水産年報 第1輯 躍進水産業の全展望』 水産社。
- 鈴木松夫 (1961) 『中部謙吉 (一業一人伝)』 時事通信社。
- ダイヤモンド社編 (1937) 『ポケット会社要覧 昭和13年版』 ダイヤモンド社。
- 多藤省徳 (1985) 『捕鯨の歴史と資料』 水産庁。
- 田中宏 (1959) 『新編日本主要産業大系 水産篇 大洋漁業』 展望社。
- ニチロ編 (1995) 『日魯漁業經營史 (現ニチロ) 第2巻』 ニチロ株式会社。
- 二野瓶徳夫 (1999) 『日本漁業近代史』 平凡社。
- 日本水産株式会社 (1940) 『日本水産株式会社の事業と其将来』 日本水産。
- 農林省水産局編 (1934) 『漁業法及漁業組合令関係法規』 内閣印刷局。
- 農林省水産局編 (1936) 『欧米に於ける漁船調査報告書』 農業と水産社。
- 馬場駒雄 (1942) 『捕鯨 海洋科学叢書 第4』 天然社。
- 前田敬治郎・寺岡義郎 (1952) 『捕鯨 附日本の遠洋漁業』 日本捕鯨協会。
- 牧野文夫 (1989) 「日本漁業における技術進歩 (1905-40年) —— 漁船動力化の經濟分析 ——」 『技術と文明』 5巻1号, 47-64頁。
- 森田勝昭 (1994) 『鯨と捕鯨の文化史』 名古屋大学出版会。
- 山口明日香 (2021) 「戦前日本の漁業発展と水産資源 —— トロール・機船底曳網漁業を中心に ——」 『日本史研究』 703号, 128頁-159頁。
- 山口明日香 (2024) 「戦前日本における水産業の発展と電気通信」 『郵政博物館研究紀要』 15号, 81-100頁。
- 山口和雄監修 (1961) 『日本水産50年史』 日本水産。
- 山口和雄編 (1965) 『現代日本産業発達史XIX 水産』 現代日本産業発達史研究会。
- 湯浅俊介 (2024) 「国際的な規制制度下における水産業界の対応：1951年から1966年における南氷洋捕鯨事業の事例」 『歴史と経済』 264号, 1-18頁。
- 湯浅俊介・辛承理・赤嶺淳 (2024) 「韓半島東南部における捕鯨の記録① 韓海に君臨した東洋捕鯨株式会社」 『一橋社会科学』 16巻, 1-28頁。
- Arch, Jakobina (2016), "Whale Meat in Early Postwar Japan: Natural Resources and Food Culture," *Environmental History*, 21, 467-487.
- Basberg, Bjørn.L (1998), "Convergence or National Styles? The Japanese Challenge to British-Norwegian Hegemony in the Twentieth-Century Whaling Industry," D. J. Starkey and G. Harlaftis, eds, *Global Markets: The Internationalization of the Sea Transport Industries since 1850*, Liverpool: Liverpool University Press, 259-283.
- Tønnessen, Johan Nicolay and Arne Odd Johnsen, Translated by Christophersen, R. I (1982), *The history of modern whaling*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press.

#### 一次資料

- 外務省「本邦二於ケル海獣関係雜件」外務省外交史料館所蔵, 1927年12月27日～1940年12月4日, 200-059453
- (作成者不詳)「各国関税並法規関係雜件／英国ノ部 第六巻」外務省外交史料館所蔵 (作成期間不詳), E-3-1-2-X1\_B1\_006
- (作成者不詳)「國際捕鯨会議関係一件 第1巻」外務省外交史料館所蔵, 1937年2月9日～1937年11

- 月12日, B-10-6-0-85\_001  
(作成者不詳)「国際捕鯨会議関係一件 第2巻」外務省外交史料館所蔵, 1938年5月18日～1940年11月5日, B-10-6-0-85\_002  
(作成者不詳)「国際連盟捕鯨条約関係一件／条約批准加入及実施関係」1931年4月21日～1936年2月6日, 外務省外交史料館所蔵, B-9-7-0-13\_1  
大臣官房総務課「国際捕鯨取締条約関係 日本の加入及び脱退関係 第1巻」1948年6月1日～1951年7月31日, 外務省外交史料館所蔵, B.64.08-2

#### 営業報告書

株式会社林兼商店営業報告書各期  
共同漁業株式会社営業報告書各期  
極洋捕鯨株式会社営業報告書各期  
大洋捕鯨株式会社営業報告書各期  
東洋捕鯨株式会社営業報告書各期  
日本水産株式会社営業報告書各期  
日本捕鯨株式会社営業報告書各期